

感染予防及びまん延防止対策の指針

合同会社 夢の根

(全施設 共通)

感染予防及びまん延防止対策の指針

I 平常時の対策

1. 総則

(1) 目的

障害福祉サービスの事業者には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

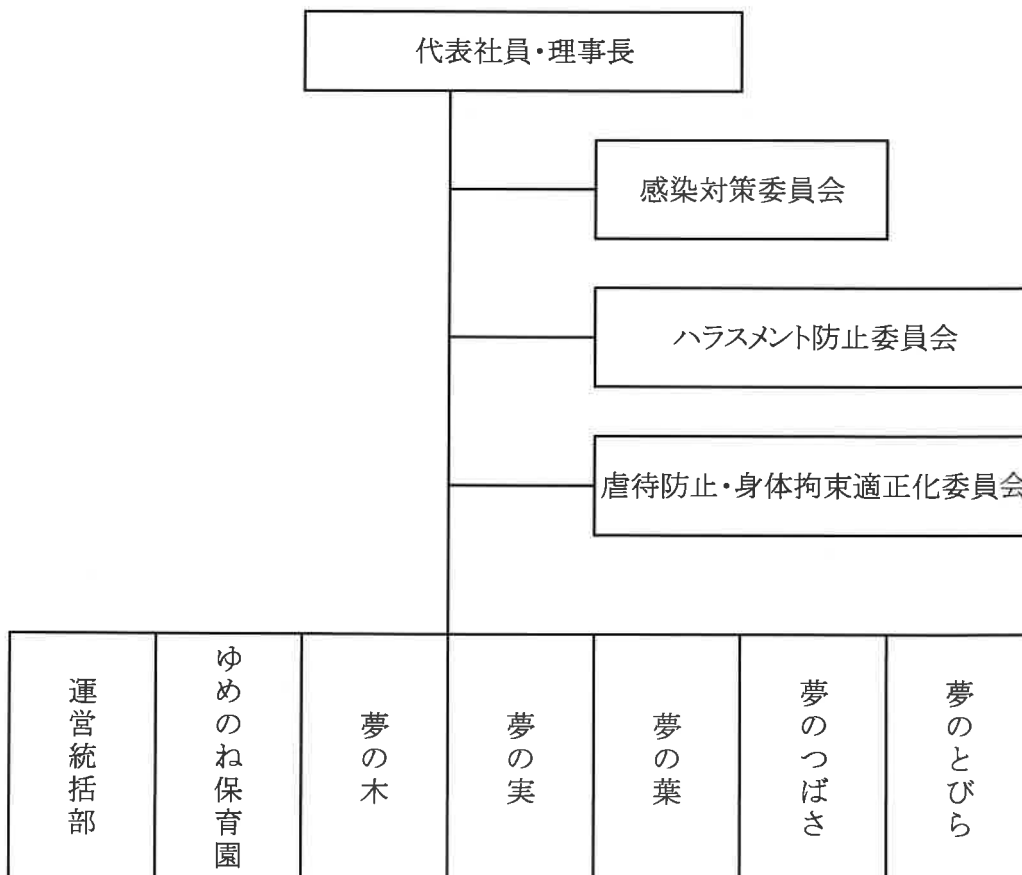
2. 体制

(1) 委員会の設置・運営

① 目的

施設・事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、運営委員等の施設・事業所等の他の委員会と独立して設置・運営する。

② 位置づけ



③活動内容

- ・施設事業所等の感染課題を明確にし、感染予防マニュアルを定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する。
- ・施設・事業所等における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、および拡大防止の指揮を執る。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

④委員会構成メンバー

感染対策委員会は、各部署から選出し、構成する。

感染対策委員会のメンバーは次の通りとする。

- 委員長 代表社員・理事長
- 副委員長 業務執行役員・事務長
- 委員
運営統括部 事務次長
園長
各管理者

⑤運営方法

感染対策委員会は、3か月に1回定期的に開催する。4月、11月、2月の各月の第三火曜日に実施予定とする。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

会議の詳細(実施時間や内容、検討事項、開催方法等)は、感染対策委員会開催1週間前までに担当より各メンバーへ連絡する。

(2)役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役割	担当者
施設全体の管理	理事長・園長・各管理者
感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整	事務長・担当者
医療・治療面の専門的知識の提供	提携医療機関
感染対策担当者 医療提供と感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握	運営統括部・園長・管理者
支援現場における感染対策の実施状況の把握 感染対策方法の現場への周知	園長・管理者

(3) 指針の整備

感染症対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年2回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

対象	全職員	新規入職者
開催期間	4月、11月、2月	入職時
目的	感染予防対策と 感染症発生時の対応方法	感染対策の重要性 標準予防策の理解

* 研修講師は、感染対策委員会が任命する。

* 研修の内容の詳細(開催日時、講師、方法、内容等)は、研修1か月前に全職員に周知する。

(5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら、実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は感染対策委員会が実施する。

訓練内容の詳細(開催日時、実施方法、内容等)は、訓練1か月前に全職員に周知する。

対象	全職員	
開催期間	4月	11月
目的	感染対策マニュアル 感染症BCPを利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練

3. 日常の支援にかかる感染管理(平常時の対策)

(1) 利用者の健康管理

各施設管理者を中心に、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する
- ② 利用者の日常を観察し、体調の把握に努める
- ③ 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する
- ④ 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する

(2) 職員の健康管理

各施設管理者を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ①入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する
- ②定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する
- ③職員の体調把握に努める
- ④体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境と整える
- ⑤職員への感染対策の方法を教育、指導する
- ⑥職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する
- ⑦ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する
- ⑧業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する

(3) 標準的な感染予防策

各施設管理者を中心に、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

A職員の感染予防策

- ①手指衛生の実施状況(方法、タイミングなど)を評価し、適切な方法を教育、指導する
- ②个人防护具の使用状況(使用しているケアと着用状況、着脱方法など)を評価し、適切な教育、指導をする
- ③食事支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ④排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ⑤医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ⑥上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する

B利用者の感染予防策

- ①食事前、排泄後の手洗い状況を把握する
- ②手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する
- ③共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する

Cその他

- ①十分な必要物品を確保し、管理する

(4) 衛生管理

各施設管理者を中心に、衛生管理に必要な対策を講じる。

A環境整備

- ①整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する
- ②換気の状態(方法や時間)を把握し、評価する
- ③トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する

- ④汚物処理室の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する
- ⑤効果的な環境整備について、教育、指導する

B食品衛生

- ①食品の入手、保管状況を確認し、評価する
- ②調理工程の衛生状況を確認し、評価する
- ③環境調査の結果を確認する
- ④調理職員の衛生状況を確認する
- ⑤課題を検討し、対策を講じる
- ⑥衛生的に調理できるよう、教育、指導する

C血液・体液・排泄物等の処理

- ①標準予防策について指導する
- ②ケアごとの標準予防策を策定し、周知する
- ③処理方法、処理状況を確認する
- ④適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導する

II 発生時の対応

1.発生状況の把握

各施設管理者を中心に、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ①感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ②施設・事業所等全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する。

2.感染拡大の防止

各施設管理者を中心に、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ①支援職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- ②感染状況を本人へ説明し、感染対策(マスク着用、手指衛生、行動制限など)の協力を依頼する
- ③感染者及び感染疑い者と接触した関係者(職員、家族など)の体調を確認する
- ④ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- ⑤職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す

3.医療機関や、保健所、行政関係機関との連携

運営統括部を中心に、必要な公的機関との連携について対策を講じる。

A医療機関との連携

- ①感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
- ②診療の協力を依頼する

- ③医療機関からの指示内容を施設・事業所等内で共有する

B保健所との連携

- ①疾病の種類、状況により報告を検討する
- ②感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する

C行政関係機関との連携

- ①報告の必要性について検討する
- ②感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する

4.関係者への連絡

各施設管理者を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ①施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する
- ②利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する
- ③相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する
- ④出入り業者との情報共有体制を構築、整備する

5.感染者発生後の支援(利用者、職員ともに)

各施設管理者を中心に、感染者の支援(心のケアなど)について対策を講じる。

- ①感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- ②感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

<変更・廃止手続>

本指針の変更及び廃止は、管理者会議の決議により行う。

<附則>

本指針は、2023年4月1日から適用する。

感染予防対策マニュアル

合同会社 夢の根

(全施設 共通)

感染予防対策マニュアル

はじめに

このマニュアルは合同会社 夢の根 各施設における職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、園児や利用者・職員の生命・健康を守ることを目的とする。

感染とは、病原体が宿主の体内に侵入し発育または増殖することをいい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を感染症という。病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでにはある一定の期間（潜伏期間）があるが、潜伏期間は病原体によって異なるので、園児や利用者が罹りやすい感染症の潜伏期間を知っておくことが大切である。

集団生活では、感染症は流行する危険性が高くなる。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な治療をすることが集団感染を予防するために必要となる。感染症が発生した場合は、直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となる。また日ごろから体力の増進に努め、予防接種を勧める等、予防対策が重要である。

1 職員の衛生管理

1) 職員が感染源とならないために

合同会社 夢の根 各施設で働くすべての職員は、年1回の健康診断を必ず受けなければならない。指定する健康診断が受けられない場合には、各自で受診し、結果を書面で会社に報告する必要がある。

また、これとは別に調理担当者、調乳担当者は毎月1回の便の細菌検査を必ずうけなければならない。

職員は、職場が乳幼児・児童施設であることを認識し、自己の予防接種歴、既往歴、の確認をして採用時に書面にて提出すること。不確実な時は、医療機関でその抗体の有無を調べ、早期に予防接種を受けておくことが望ましい。

職員は自らの健康に留意し、日々の生活の中で体調がすぐれない時は、早めに医療期間を受診すること。特に新型コロナウイルス・インフルエンザの発熱時は2日以内に、眼充血や目やにがある場合は速やかに専門医へ受診す等、早めの対応が必要である。

2) 職員の服装及び衛生管理について

(1) 保育者・指導員

- ①毎日清潔な服装にとりかえる
- ②保育室・指導訓練室は清潔区域・トイレは不潔区域を考え区別する。

(2) 調理担当者

- ①トイレに行くときは、前掛け・エプロン・キャップ・マスクを脱ぐ
- ②三角巾又はキャップを着用する
- ③アクセサリ等の除去
- ④マニキュアはしない

⑤体調の悪い時は、必ず園長・施設長に報告し、これにより出勤を考慮する

(3) 手指等の衛生管理

①保育士・指導員

爪は短く切る

手に傷があるときは職員に触接手を触れない

液体せっけんで手洗い後流水で洗う

蛇口は洗ってから閉める

手拭きタオルは個人別にするか、ペーパータオルにする

②調理担当

水で手を濡らし、液体せっけんをつける

指・腕を洗う。とくに指の間、指先をよく洗う

せっけんを20秒程度よく洗い流す

手洗いは2回実施する

ペーパータオルでよく拭き、アルコールを適量手に取り、手全体を濡らし、乾燥させる。

③園児・児童・利用者

週1回、爪の手入れを保護者に依頼する。

トイレ使用后、食事前、外遊び後、動物を触った後には、必ず液体せっけんで手洗いする。

園児・児童のタオルは個別・又はペーパータオルとする。

④その他

のどが痛いときや風邪気味の時は、うがいを励行し、早めに受診すること

咳が出るときはマスクを着用し、早めに受診すること

鼻水を拭いたティッシュがすぐにゴミ箱に捨てられないときは、ティッシュ使用後のポケットを決めてきれいなティッシュと一緒にしないこと

一度使用したティッシュは再度使用しない

2 施設内の衛生管理

1) 保育室・指導訓練室

①おもちゃなどの消毒

1日1回消毒液で消毒する

②タオルの洗濯について

尿・便・吐物・血液等がついたタオルは都度廃棄する

おむつ交換などに使用したシートは洗濯するか、消毒液で消毒する
雑巾と一緒に洗濯しない

③下痢便の取り扱いについて

下痢便のおむつ交換は使い捨てのビニール手袋を使用する
下痢便はオムツにくるんで密封する
オムツ交換後は、せっけん手洗い後、アルコール消毒する
下痢便のついたおむつカバーや服は洗わずにビニール袋に入れて返す
(下痢便がついていることを保護者にお伝えし洗濯してもらう)
便器は次亜塩素酸等の消毒をする

④嘔吐物の取り扱いについて

処理時は使い捨て手袋を使用する
嘔吐・下痢症流行時は、マスク、使い捨てのエプロンを使用する
嘔吐物処理マニュアルに従い、処理する

⑤歯ブラシについて

歯ブラシとつつんでいる袋は毎日持ち帰り、洗ったあと乾かしてもらう

2) プールについて

プール時は消毒剤は使用せず、常に新鮮な水を補充する
プールに入る前はしっかり体をあらい入水する
プール後は、眼や口をチェックし体を休ませる

3) 砂場・園庭

- ①使用後は動物のフンによる汚染を防止するため、シートをかける
- ②園庭や砂の中に動物のフンを見つけたときは、フンを始末し、周りの土や砂を多めにとり、花壇の土にうめる
- ③天気の良い日に30~40cmをめやすく砂のほりおこしをする

3 感染症の対応

当施設基準に基づき、保育園については当園許可証を提示してもらう
児童については、保護者の方に症状をおききし、判断する

放課後等デイサービス 感染症一覧

令和6年度

病名	主な症状	感染しやすい時期	学校保健法における登所のめやす	プール
麻疹 (はしか)	発熱・鼻水・発疹 目やに・目の充血	発熱から1～2日前から	解熱後3日を経過してから	
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	突然の高熱・全身の倦怠感 関節の痛み・筋肉の痛み 咳・鼻水・咽頭痛	症状がある期間 (発熱前24時間から発症後3日 程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ 解熱後3日を経過してから	
風しん (三日ばしか)	発熱・発疹 リンパ節の腫れ	発疹出現の前7日から 後7日くらい	発疹が消失してから	
水ぼうそう	発疹→水泡→かさぶた 発疹は痒みが強い	発疹出現の1～2日前から かさぶたができるまで	全ての発疹がかさぶたになってから	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと痛み	発症3日前から 耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の 腫脹発現後5日経過し良好な状態	
結核	発熱・咳・喀痰・喀血 疲労・体重減少		感染の恐れがなくなってから	
咽頭結膜熱 (アデノウイルス) (プール熱)	38～40度の発熱 咽頭痛・結膜の充血	発熱・充血等の症状が 出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから	×
流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の異物感・充血 まぶたの腫れ	充血・目やに棟症状が 出現した数日間	感染力が強いため、結膜炎の症状が 消失してから	×
急性出血性結膜炎	眼の激しい痛み・結膜の充血 異物感・涙	発症してから5～7日	医師により感染の可能性がないと 認められるまで	×
百日咳	コンコンという短く激しい咳が 続く	抗菌薬を服用しない場合 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失、または5日間の 抗菌性物質製剤による治療終了	
腸管出血性 大腸菌感染症	激しい腹痛 水溶性の下痢・血便	O157・O26・O111等の菌	抗菌薬による治療が終了し48時間あけて 連続2回の検便で菌陰性が確認されたもの	×
溶連菌感染症	発熱(39℃前後) 咽頭痛・いちご舌	抗菌薬治療を開始する前と 開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を 経過していること	
マイコプラズマ肺炎	発熱・乾性の激しい咳 咽頭炎	抗菌薬治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること	
手足口病	軽い発疹 手足や口に小さな水泡ができる	手足や口の中に水泡・潰瘍が できて数日間	発熱・口の中に水泡・潰瘍の影響が なく、普通に食事がとれること	×
伝染性紅斑 (りんご病)	軽い風邪の症状 両頬・手足に網目状の紅斑	風邪症状出現から顔に発疹が 出現するまで	全身状態がよいこと	
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ等) (嘔吐下痢)	突然の吐き気・嘔吐 下痢を主症状とする	症状のある間と症状消失後1週間	嘔吐・下痢等の症状が治まり 普通の食事がとれること	
ヘルパンギーナ	突然の高熱・咽頭痛 喉の奥に白い小さな湿疹	急性期の数日間	発熱・口の中に水泡・潰瘍の影響が なく、普通に食事がとれること	
RSウイルス感染症	発熱・鼻水・咳・喘鳴 呼吸困難	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと	
帯状疱疹	皮膚・粘膜に水泡を作成	水泡を形成している間	全ての発疹がかさぶたになってから	
突発性発疹	38℃以上の高熱 解熱後に鮮紅色の発疹	発熱中は感染力がある	解熱し、期限が良く、全身状態がよいこと	
伝染性膿痂疹 (とびひ)	びらん・水泡形成・かゆみ	治療後24時間	皮疹が乾燥している 浸出液の多い時期は出席を控える	×
髄膜炎菌性髄膜炎	突然の発症・頭痛・発熱 痙攣・意識障害等		医師による感染の可能性がないと 認められるまで	

